

大阪市大規模小売店舗立地審議会 会 議 録

日 時 平成19年6月6日（水）午前10時～午前11時7分

場 所 キャッスルホテル 6階 鳳凰の間

出席者

（委員）池田委員、石原委員、稲岡委員、内田委員、小谷委員、
向山委員、和久井委員

（事務局）経済局：田島商業立地担当課長

計画調整局：高山都市計画担当員

環境局：西山技術監

中央区役所：北井企画調整担当課長

開 会 午前10時

司会（田島課長） お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、経済局商業立地担当課長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

前回の審議会終了後、委員の改選によりまして、新たに4名の委員の方々にご就任いただきました。私からお名前を紹介させていただきます。その後、一言ずつご挨拶をよろしくお願いいたします。

（新委員紹介）

司会 以上4名の方に新たに委員に就任していただくことになりました。それでは、一言ずつお願いします。

向山委員 大店法の時代には少し係わらせていただいたことがございますけれども、立地法のほうは初めてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

内田委員 都市計画・交通関係の委員ということですが、専門は交通関係で、最近特に歩行者関係のこと、まちおこしとかに非常に興味を持っておりますので、ちょっとずれたことを言うかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

稲岡委員 私は、消費者志向を専門にしております。暮らしの目線とか消費者ニーズという形で関わらせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

池田委員 廃棄物ということですが、環境全般、稲岡先生と同じように市民の目ということで活動をしております。大阪のエコおばちゃんやと申し上げて自己紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

審議に入ります前に、本審議会の委員数の確認でございますが、定数は9名でございます。現在7名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日の審議案件は、大店立地法に基づき届出のありました新設案件3件でございます。

資料の確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

司会 それでは、これより議事に入ります。石原会長、よろしくお願いいたします。

石原会長 今回から新たに4名の委員の方にご参加いただいておりますので、少しだけ従来の審議会の運営のことを含めてお話し申し上げたいと思います。

私が言う立場ではないのですが、この大規模小売店舗立地法というのは、法律としては、それほどおもしろい法律だとは私は思っておりません。追々にご審議いただく中でご理解いただけたらと思いますけれども、生活環境がかなり狭く定義されているということが一つございまして、法律に則って開催され運営されていく審議会ですので、その意味で法律に則ってということになりますけれども、我々の目的は、法律を守ることそのものではなくて、住民の生活環境をどうして確保するかということだと思っております。法的に意見を述べることはほとんどないですけれども、設置者の方にご理解をいただくようなメッセージを出したりということ、可能な範囲でやりながら従来進めておりますので、その点、ご理解をいただけたらと思います。

その一環でもありますけれども、特に夜間の営業問題というのが、この審議会が設置された当初からいろいろ議論がございまして、これについては設置後にご配慮願うことがあるだろうということも含めて、立地法上の意見ではないですけれども、先ほど申し上げたような意味での附帯意見を付けて、設置者に理解を求めるということをずっと慣例的にしてきております。できるだけそういうふうにしてほしいということになってございます。

それから、これは運営をしていく中で我々が学習をしたと言っていると思っておりますけれども、深夜に及ばないような営業時間の延長など、かなり軽微なものについては、いちいちこの審議会にお諮りすることなく、事務局のほうで処理をして、後でご報告をいただくというような形になっております。今日も、後で「軽微な延刻等」という

ことでご報告いただく案件がございます。当初、これも全部かけていたのですけれども、これは大変だということで、そういう処理をしておりますので、その点もお含みをいただければ幸いです。

それでは、順次、本日の審議事項に入らせていただきます。先ほどご案内がありましたように、新設案件3件でございます。1つずつ順番にお諮りをいたします。

最初に議題1ですが、「(仮称)心齋橋商業ビル計画」に関する届出内容について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 「(仮称)心齋橋商業ビル計画」の新設について、ご説明いたします。資料1の届出要約書もあわせてご参照をお願いいたします。

本件は、地下鉄心齋橋駅から東へ50mの商業地域に商業施設を新設するものでございます。

設置者は、有限会社シャガールで、小売業を行う者は、未定でございます。

大規模小売店舗の新設予定日は、平成19年12月1日。建物は、地下1階から地上6階建てで、店舗は地下1階から地上2階まで、店舗面積は1,357㎡となっており、各階の面積は、地下501㎡、1階が422㎡、2階が434㎡でございます。こちらが現況の工事中の写真でございます。

施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は、隔地駐車場に7台設置される予定でございます。指針の必要台数も7台となっております。

駐輪場は、店舗屋上に自転車27台、自動二輪車用3台、合計30台設けられる計画となっております。

荷捌き施設は、店舗1階北側に1カ所23.1㎡設けられ、廃棄物保管施設も、店舗1階西側に1カ所設けられ、保管容量は10.1㎡でございます。

施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前9時から午後9時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午後9時30分までとなっております。

隔地駐車場の自動車出入口は、北側に出入口1カ所が設けられており、左折イン、左折アウトの計画となっております。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。資料1ページをご覧ください。

主として販売する物品は、カメラ、衣料品、雑貨品等でございます。

次に、騒音関係でございますが、施設に設置される室外機等の稼働時間は、午前7時から午後9時までとなっております。発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベルについて、それぞれ周囲4方向に予測地点を設定し予測した結果、いずれも基準値を満たす結果となっております。予測地点の現況写真をご覧くださいますが、A地点、B地点、C地点でございます。

廃棄物関係につきましては、2ページに記載のとおり、1日当たりの予測排出量に対して十分な保管容量を確保しています。

引き続き、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況でございます。

住民等説明会は、昨年12月2日に開催され、また11月10日から本年3月12日までの4カ月間、届出書の縦覧及び住民意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、当該店舗は駐輪場が屋上に設置されていることから、店舗周辺に不法駐輪を来さないよう、屋上への誘導について配慮を求めることの見解の集約がされております。以上で説明を終わります。

石原会長 以上の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

内田委員 図面をちゃんと読み解けなかったものですから、確認させていただきたいのですが、1階部分の駐輪場へのアプローチとか荷捌き場へのアプローチはどういうふうになっているのでしょうか。荷捌き場は敷地の南端のほうにあるみたいですし、屋上の駐輪場へ行くためのエレベーターも南側のほうにあるみたいですが、道路の記載しかないと思いますが、どのようなになっているのか。

事務局 駐輪場は屋上なので、専用のエレベーターで誘導するように聞いていますが、行くまでのアプローチということで、そこまで詳しいご説明が出ておりません。

内田委員 今回の資料でも、1階の平面図とかを見ると、当然大宝寺通に面している北側というのはべったり店舗の間口のようなですね。どうやって後ろまで回るのかなというのがわからなかったのですけれども、荷捌き、それから青色の左手のエレベーターは、屋上の駐輪場へのアプローチのエレベーターだと思いますけれども、そこにどこから入るのでしょうか。

事務局 ご出席いただいている関係局の方で、このあたりのことをご存じであれば、ご回答いただけたらと思いますが。

計画調整局 北側の東西の通りから寄せて、その通りから荷捌きへもアクセスすることになっております。

小谷会長代理 私もちよっと気になったのですが、荷捌き時間と自転車の通行時間とは完全に分離されているということですね。この図面ですと、どうしても荷捌きスペースを通過して自転車が進入するような形になっていますが。

石原会長 荷捌きは時間内にはやらないと書いていたのではないですかね。

事務局 荷捌きをする時間帯につきましては、午前6時から午後9時までの間ですけれども、できるだけ来店客の少ない時間帯で計画的に実施していただくということになると思います。

石原会長 ちょうど荷捌き場のあたり、エレベーターで自転車を上へ上げる時に、ひょっとするとぶつかるかもしれないというご心配、ご懸念かと思えます。その点は、来客の方々の安全を守るようにということで、附帯の意見を付けておこうと思えます。

池田委員 内田先生と同じ質問ですが、一番奥のエレベーターを使って自転車やバイクを屋上に上げるということでしょうか。図面を見る限り、手前にはエレベーターらしいものはないですね。

事務局 西側のエレベーターです。

池田委員 東側の奥のエレベーターではないですね。

事務局 自転車専用は、西側のエレベーターを使用することになります。

池田委員 ということは、荷捌き場を必ず通らないといけない構造ですね。こちらから入れますか。

事務局 荷捌き場の西側を通らないといけないようになっています。

池田委員 一番西から入れるんですね。

事務局 確かに指摘されていますように、荷さばき車両と交錯する可能性、時間帯があるということですが、経路としては北西側から入って、西側エレベーターで屋上へと聞いております。

池田委員 どこまでお願いできることなのかわからないのですが、普通、自転車とかバイクをわざわざ5階まで上げるというのは、市民の感覚から言って、そこまでめにくというのとは考えられない。だから、私、これを見た時に従業員用の駐輪場かなと思いました。心齋橋筋は自転車はあまりないですが、ちょっとはずれると車とかいっぱいとめてあるので、同じようなことになるのだろうなとちょっと不安です。1階に駐輪場があれば一番うれしいなということですが、そういうことはお願いできないですかね。

事務局 関係局で構成する連絡会議におきましても、大阪府警察本部さんからそういったご意見も頂戴しておりまして、店舗周辺に不法駐輪することなく、必ず警備員等で誘導するように設置者にも申し伝えておきたいと考えております。

石原会長 駐輪場を1階に置けというふうには言えない。あるいは、敷地の中に置けとか、これは言い難いところで、駐車場にしても隔地駐車場を認めるとか、いろいろございます。その場合に、そのことが原因でうまくいかないとか、ほかのトラブルを引き起こすということがないように、ちゃんと配慮してやれということと言える。冒頭に申し上げたように、大事なのは台数が確保されているかどうかということではないので、そのへんは配慮願いますということは今までも言ってきたということでございます。

したがって、この件につきましては、ご指摘のように、駐輪場が上にあるということとをまず知ってもらうのが大事なのと、知ってもらった上でちゃんと守って上へ上げてもらうことが必要ですので、表示の工夫をすることと、誘導員をつけてちゃんと上

へ上げてもらうように要望したい。あわせて、そのことが荷捌きとの間で混乱あるいは事故につながることは非常にまずいわけですから、誘導員の人にそのことも含めて対処するように要望を出したいと思います。ということでよろしゅうございますか。

稲岡委員 消防局から、エレベーター、閉鎖式の昇降機にバイクを載せる時に、何かクレームがあったような気がするんですね。商業施設の場合はどうかかわからないですけど、自転車とバイクの事故の予防に配慮するというのも、1つ入れておいていただければと思います。バイクの場合は、本当に生活者感覚ですけど、マフラーなんか熱いですし、ガソリンを入れていますので、そういう点での配慮も加えておいていただければ、ありがたいと思います。

石原会長 特にバイクのエレベーターへの持ち込みについては、配慮することを徹底するように申し添えたいと思います。

稲岡委員 バイクの人が載せてくれればの話ですけど。

石原会長 ほかにございませんでしょうか。ございませんようでしたら、立地法上は「特に意見はない」ということになろうかと思えますけれども、ただいまいただきましたご意見、屋上への誘導と荷捌きとの混乱の話とバイクの話とを附帯意見として付けて、設置者に要望したいと思います。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、2番目の案件でございますけれども、「(仮称) マルイト難波ビル」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局 「(仮称) マルイト難波ビル」の新設について、ご説明いたします。資料2の届出要約書もあわせてご参照をお願いいたします。

本件は、JR難波駅直結の商業地域に商業施設を新設するものでございます。

設置者は、株式会社丸糸商店で、小売業を行う者は、未定でございます。

大規模小売店舗の新設予定日は、平成21年7月1日で、建物は、地下1階、地上31階建て、そのうち地下1階から地上3階までが物販店舗となっており、店舗面積の合計は13,473㎡となっております。各階の面積ですが、地下1階が4,145㎡、1階が2,495㎡、2階は3,473㎡、3階が3,360㎡でございます。こちらが現況の工事中の写

真でございます。

施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は、店舗4階・5階に270台設置されております。指針の必要台数は67台となっております。こちらが駐車場4階・5階の平面図でございます。

駐輪場は、店舗1階南側に390台設けられております。

荷捌き施設は、店舗1階南側に1カ所132.5㎡でございます。廃棄物保管施設も、店舗南側1階に1カ所設けられ、保管容量は13.1㎡でございます。

施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、24時間となっております。来客の駐車場利用時間帯も、24時間となっております。

駐車場の自動車出入口は、東側に入口1カ所、出口1カ所が設けられております。入出庫とも、南側への一方通行のため、右折イン、右折アウトとなっております。

荷捌きを行うことができる時間帯は、24時間となっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。資料の4ページ、5ページをご覧ください。

主として販売する物品は、食料品、生活雑貨、衣料等でございます。

次に、騒音関係でございますが、施設に設置される室外機等の稼働時間は24時間となっております。発生騒音の予測・評価について、周囲4方向に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて基準値を満たす結果となっております。予測地点の現況写真をご覧くださいますが、A地点、C地点、D地点、d地点でございます。

廃棄物関係につきましては、5ページに記載のとおり、1日当たりの予測排出量に対して十分な保管容量を確保しております。

引き続きまして、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況でございます。

住民等説明会は、昨年12月22日に開催され、また11月24日から本年3月26日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、資料2-2にございますように、住民意見の提出がございました。意見の概要についてですが、立地法に関するものとしましては、不法駐輪に対する対策並びに防犯に対する要望が意見とし

て出されております。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係、騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、同会議の場で、開店後において駐輪場に不足が生じた場合は、速やかに増設等対策を講じる必要があるということの意見の取りまとめを行っております。以上で説明を終わります。

石原会長 この案件は、住民意見が提出されておりますので、提出されている意見について設置者側がどういう反応をしているのかを、もう少しご説明いただけませんか。

事務局 計画地の南側に分譲マンションがございまして、そのマンションの代表者から4件すべて提出されたものでございます。この件につきまして、先日、設置者にお聞きしたところその管理組合とはすでに話し合いを持っておられまして、今回住民意見書が出ている内容につきましては対応をされているとのことでございますし、大店法の範疇外のことにつきましても真摯に対応をされておられます。例えばプライバシーの問題にも目隠し方法等の対応もすると回答されておりますし、電波障害についても対応されているところでございます。以上でございます。

石原会長 お手元の住民意見をご覧いただきますとおわかりいただけますように、4件出ておりますけど、皆出所は同じということで、1ページ目は立地法の範囲内と思いますが、あとは違うと言えは違うのですけれども、これも含めて設置者にどういう対応をするのかを確認していただいたところ、全部まとめて誠実に対応したいということが、今のところ回答されているという状況でございます。何かご質問、ご意見ございますでしょうか

内田委員 交通処理の関係で確認させていただきたいところが2つありますが、図面を拝見すると、2階の平面図からすると、ホテル・オフィス棟向けの駐車場と商業施設のほうの駐車場と、1階入口は東側と北側で分かれていますけれども、2階部分で合流するような感じに見えるのですが、実際の運用はどうなるのか。懸念している

のは、東側の物販の駐車場入口のほうに素直に最初からアプローチするとは限らない。大概、北側入口のほうに行ってしまうと思いますけれども、間違ってしまった駐車車両を入れてくれるかどうか。こっちはホテル・オフィス用の駐車場なので、もう一回外へ回れと言われたら、まわりにまた交通負荷がかかりますけど、どんな運用をされるのでしょうか。

事務局 今、先生がおっしゃっておられるのは、北側がホテル専用の出入口、東側が来店客専用の出入口ということで、メインの道路は北側入口なので、ほとんどがこちらに回るのではないかというご懸念ですね。そのへんはきちっと別々に対応していくと設置者からは聞いていますけれども、実際の誘導は確かに難しいと思います。

内田委員 来たのを追い返すわけにもいかないと思うんです。ただ、ホテル・オフィス側の方針からすると、出ていけというようなことになった時に、大丈夫なのかなというのが心配です。

それと、もう1つ。せっかくこういう図面が出ているので。湊町の交差点は変形の五叉路というか六叉路になっていて、その中の南行き的一方通行の細い枝に入るといいう形になっていますよね。この図面で言えば、一番下のところ。

事務局 そうですね。南側一方通行でございます。

内田委員 この図面で言う右端のところの横断歩道、非常に多いわけでもないけど、横断歩行者がいなくてもいいところ、それなりに駐車需要が増えてきた時に、処理がちゃんとできるのかなというのが心配です。信号の現示との関係が提出されていた調査書のほうでよく見えなかったもので、そのへんを確認させていただければと思います。

事務局 計画調整局さん、この件に関しましてはいかがでしょうか？

計画調整局 北側から入ってきた車両に関しては、事業者の方針としましては、警備員を配置していますので、一応千日前通に出ていただいてという対応をされるようです。その際に、どういった経路を通じて店舗用車両の入口に入るのかという看板も入口に設置すると聞いております。そのための車寄せの設置も考えていると聞いております。ご指摘のありました交差点ですけれども、検討はしてはしまして、交差点飽和

度のチェックはしております。

内田委員 飽和度はあったけど、歩行者との関係について調査データを持たれているみたいだったのですが、詳細の検討結果が発見できなかったものですから。車の量については確かにやられていると思いますけれども、歩行者との錯綜について。ひょっとしたら信号の現示の関係で完全に分離されていて、そこでは錯綜が生じないということなのかもしれませんが。

計画調整局 現示はされていませんで、歩行者の影響を車両は受ける。ちょっとデータが出てこないですが、歩行者の影響を考慮しても、交通渋滞が始まってしまったとか、そんなことはないという結果はいただいております。

石原会長 この歩行者のことについてはデータが確認できないようですが、さきの駐車場の問題は、そこに誘導員か何かを立てて、ドライバーに「あなた、ホテルへ行くの？店へ行くの？」と聞いて、「店へ行きます」と言ったら、「あっちへ行け」という指示をするということになっているのですか。

内田委員 外を回れという指示ですかね。

計画調整局 2階部分にロボットゲートをつけていまして、店舗用の駐車場にとめる方を制止されているということで、入っていくと車路はつながっているものの、店舗用の駐車場に行けないと聞いています。

石原会長 車路はつながっているけれども、中では店舗用の駐車場とホテル用の駐車場は別に仕切られていて。

計画調整局 はい。車路と駐車スペースの入口の2段階でロボットゲートを設置しています。

内田委員 2階の図面だと、合流する前にゲートがあるんですね。

計画調整局 はい、そうかがっています。

石原会長 そうすることで、多少負荷がかかるかもしれないけれども、2、3回来たら学習するだろうと。そういう解釈かなと思います。

事務局 配慮事項のほうに今のことに関して書いていますが、来店車両がスムーズに入出庫できるように、東側の店舗用駐車場出入口に1名、北側のホテル・オフィス

用車両出入口にも2名の交通整理員を配置するという事で記述がございます。追加でご報告させていただきます。

石原会長 この図面で言う右下のほうの交差点、歩行者との交錯の話ですが、これはもう一度確認をお願いしたいと思います。もし、そこで何か心配事があるようであれば、それについて誘導するなり何なりで排除できるような形で、指導をお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

小谷会長代理 先ほどの1件目と同じような質問ですが、自転車の駐輪場が1階にあります。どうもこの図面から、どういうふうに自転車が、この駐輪場に誘導されるのか、経路がわからないので、ご説明願います。

事務局 駐輪場は南側に1カ所設置されていますが、これはまったく塀がないので、フリーでどちらからも入れるという計画になっております。南側は平面の24時間の駐車場がありますので、ここはフリーで行き来できます。

小谷会長代理 そこは道路があるのですか。

事務局 道路になっていまして、店舗南側は駐車場となっています。ですから、西側からも行けますし、南側からも入っていけるという計画になっております。

小谷会長代理 塀がない。

事務局 塀がない計画になっております。

小谷会長代理 わかりました。

稲岡委員 自転車とめ放題という感じですが、それは置いておいて、自動車の駐車場への案内は、そこに来てからわかったというのではなくて、その直前に運転する人がわかるような案内標識。あのあたり、かなり交通標識が多くて大変だとは思いますが、事前の案内というか、そういう配慮をあわせてお願いできればと思います。

石原会長 ほかにございませんでしょうか。

これは駐車場の台数が足りているかどうかという形から言うと、大店立地法上の意見という形でもなさそうでございますので、立地法上、特に審議会としては意見はない。ただし、附帯事項として、先ほど来、出ていますような問題、今の表

示の問題も含めて、少し附帯意見として付けたいと思います。先ほどの右下のところの歩行者との交わり具合の問題につきましては、ご確認をいただくということで、その結果で対応させていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、3つ目の案件ですけれども、「(仮称)茶屋町プロジェクト」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 「(仮称)茶屋町プロジェクト」の新設について、ご説明をさせていただきます。資料3の届出要約書もあわせてご参照いただきたいと思います。

本件につきましては、阪急梅田駅から北東へ190mのところの新設される店舗でございます。用途地域は商業地域となっております。

設置者は、有限会社武蔵野プロパティーズで、小売業を行う者は、今のところ未定でございます。

大規模小売店舗の新設予定日は、平成21年6月1日でございます。建物は地下2階、地上23階建てで、そのうち地下1階から4階までと6階及び7階部分が物販店舗になっております。店舗面積の合計は4,946㎡でございます。各階の面積は、地下1階が519㎡、1階は322㎡、2階は681㎡、3階・4階とも836㎡、6階及び7階はそれぞれ876㎡でございます。

施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は、店舗用として地下2階に機械式で合計69台設置されております。指針の設置台数につきましても、69台となっております。これが駐車場の平面図でございます。

駐輪場につきましては、地下1階南側に自転車用としまして41台、1階南側に自動二輪車用としまして5台、計46台設けられております。

荷捌き施設は、店舗1階に1カ所115㎡設けられております。廃棄物保管施設も、店舗1階に1カ所設けられておりまして、24.3㎡でございます。

施設の運営方法に関する事項でございますけれども、小売店舗の営業時間は、24時間となっております。来客の駐車場利用時間帯も、24時間となっております。

駐車場の出入口でございますけれども、東側に入口1カ所、南側に出口が1カ所設

けられておりまして、入庫出庫とも左折イン、左折アウトとなっております。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、添付書類の概要について申し上げたいと思います。資料4ページ及び5ページをご覧くださいと思います。

主として販売する物品につきましては、届出上未定でございます。

次に、騒音関係でございますけれども、施設に設置される室外機等の稼働時間帯は24時間となっております、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、周囲4方向に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて基準値を満たす結果となっております。予測地点の現況写真をご覧くださいと思いますけれども、A地点、B地点、C地点、D地点でございます。

廃棄物関係につきましては、5ページに記載のとおり、1日当たりの予測排出量に対して十分な保管容量を確保しているところでございます。

引き続き、本届出に関します大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況でございますが、住民等説明会は本年1月19日に開催され、また、昨年12月15日から本年4月16日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しております。以上で説明を終わらせていただきます。

石原会長 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

内田委員 似たような話になりますけれども、出入口との関係で、数値の上では新御堂筋のほうに入庫待ちの車両が行くことはないというのが平均的な姿でしょうけれども、伸びないわけではない。特に出ていく車両と入庫待ちと完全に重なる、錯綜が生じる。あまり歩行者も多くはないでしょうけれども、やはりそれとの関係も心配なので、こちらは交通整理員が入口、出口のところだけという配置になってはいますけれど

も、そういったことで対応できるのでしょうか。

事務局 今、委員ご指摘のように、新御堂側にちょっと渋滞が懸念される。また、今回のこの計画につきましては、機械式駐車場ということもありまして、1台当たりの処理能力が1分半かかるという駐車場になっております。設置者としましては、道路負荷にならないように、近くで契約駐車場、要するに並んだ時の対応として契約駐車場の確保を検討されておりまして、渋滞を来さないような対策を考えていただいているところではございます。

内田委員 そちらのほうへの誘導も、もちろん積極的にやっていただければと思いますけれども、交錯部分は、やはり安全確保のための何らかの手だてを講じていただくのが好ましいのではないかと思います。

事務局 はい。交通誘導員は必ず配置をしてやっていただくと聞いております。

小谷会長代理 荷捌き場の件でおうかがいします。面積が115㎡になっていますが、どうも車路が荷さばきスペースと一部で重複しています。細かい話になりますが、重複した場合に荷捌き場の面積に加算するのでしょうか。それから、この荷捌き場には4t車が入れるようになっていますが、進入路の入口の高さはどのようになっているのでしょうか。ビルが2階部分を覆っていますが、3m程度あるのかどうか。わかりましたら教えてください。

事務局 面積的なものは、かぶっていてもOKということでしょうか。

計画調整局 チェックしているのは、何t車がどこに何台とまれるかの台数です。

石原会長 入れるんでしょう。

小谷会長代理 乗用車のための入口ですと、2.1メートルといったケースが多い。1階ですので、たぶん入れるとは思いますが、確認をお願いします。

石原会長 入れなかったら、向こうも困るんだから。

小谷会長代理 地下駐車場に背の高い貨物車が入れないところが多いので、確認だけをお願いします。

石原会長 高さは、たぶん入れなかったら業者のほうも困るので、大丈夫だろうと思いますけれども、一応確認をしていただくということで。

内田委員 提出されている図面によると5 m弱はあるみたいですね。

石原会長 大丈夫のようですね。5 m弱あるようでございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

これは場所的にも特に問題の少ないところだとは思いますが、気になるのは、機械式の駐車場の処理能力が1分半というのと、並んできた時には確かに問題だろうなあという感じはあると思います。そのことも含めて隔地駐車場を準備して対応したいということのようでございますので、そういうことになれば、これはまだ先の話ですから、どこに実際に確保されるのかはわかりませんが、隔地駐車場に向けて誘導してもらうという案内が非常に大事になりますので、そのことを設置者にお伝えしたいと思います。

それから、新御堂筋のところに入庫車と出庫車が交じってくるということからすると、先ほどの処理能力を含めて負荷がかかる可能性もあるということで、出入庫のところだけでなく、交差点のところ、場合によっては警備員、誘導員を配置することで対応をお願いする必要があるのかなと思いますので、その点も申し添えてほしいと思います。

そういうことを附帯の意見としてお付けして、大店立地法上は「特に問題はない」という形で処理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。以上3件それぞれに附帯意見を付けさせていただきます。それから、冒頭に申し上げましたように、24時間営業に係る案件につきましては、深夜に及ぶということで、それについても意見を付けさせていただこうと思っております。なお、これらの点につきまして具体的な意見の文言、文章を書かなければいけませんので、それは私と事務局にご一任をいただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

では、事務局から軽微な案件の処理について、ご報告をお願いします。

事務局 軽微な延刻等に関します手続の状況を報告させていただきたいと思います。

1件目は、「鶴見はなぼ〜とブロッサム」で、開閉店の時刻の変更でございます。午

前11時～午後8時であったものを、午前10時～午後9時の変更でございます。2件目は、阿倍野区でございます「あべの橋駅南商業ビル」の駐車場の位置変更でございます。

区分にも記載をさせていただいておりますけれども、それぞれ周辺の生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められると考えておりますので、審議会の報告事項ということで取り扱いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

石原会長 軽微な案件というのは、A、B、C、Dのように基準をつくっておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

こちらで予定しておりました案件は以上でございますが、何かこの際ございませうでしょうか。

特にございませんでしたら、審議会としてはいったん終了させていただきます。

司会 ありがとうございます。これをもちまして本日の審議会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時7分